

仙北市役所地球温暖化対策実行計画

～事務事業編～

平成30年4月

秋田県仙北市

令和6年4月見直し

目 次

I	背景	1
II	基本的事項	
1	目的	2
2	対象とする範囲	2
3	対象とする温室効果ガス	2
4	計画期間	2
5	上位計画及び関連計画との位置付け	2
III	温室効果ガスの排出状況	
1	「温室効果ガス総排出量」の排出量	3・4
IV	温室効果ガスの排出削減目標	
1	目標設定の考え方	5
2	温室効果ガスの削減目標	5
V	目標達成へ向けた取組	
1	取組の基本方針	5
2	具体的な取組内容	6
VI	計画の推進・点検	
1	推進体制	7
2	点検・評価・見直し体制	8
3	公 表	8

I 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主な因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法によりすべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2021年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定：以下「地球温暖化対策計画」という。）が5年ぶりに改定（令和3年5月13日閣議決定）され、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で46%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

仙北市においても、省エネルギーの推進として公共施設や車両などへの高効率機器類の導入によりエネルギー効率を向上させる施策を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を、地域の特性に照らし合わせたうえで、持続可能な取組として推進しています。

II 基本的事項

1 目的

仙北市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「仙北市事務事業編」という。）は、地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、仙北市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的に策定するものです。

2 対象とする範囲

仙北市事務事業編の対象範囲は、仙北市の全ての事務・事業とします。

3 対象とする温室効果ガス

仙北市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

4 計画期間

2018年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2022年度排出CO₂データを元に、計画の見直しを行います。

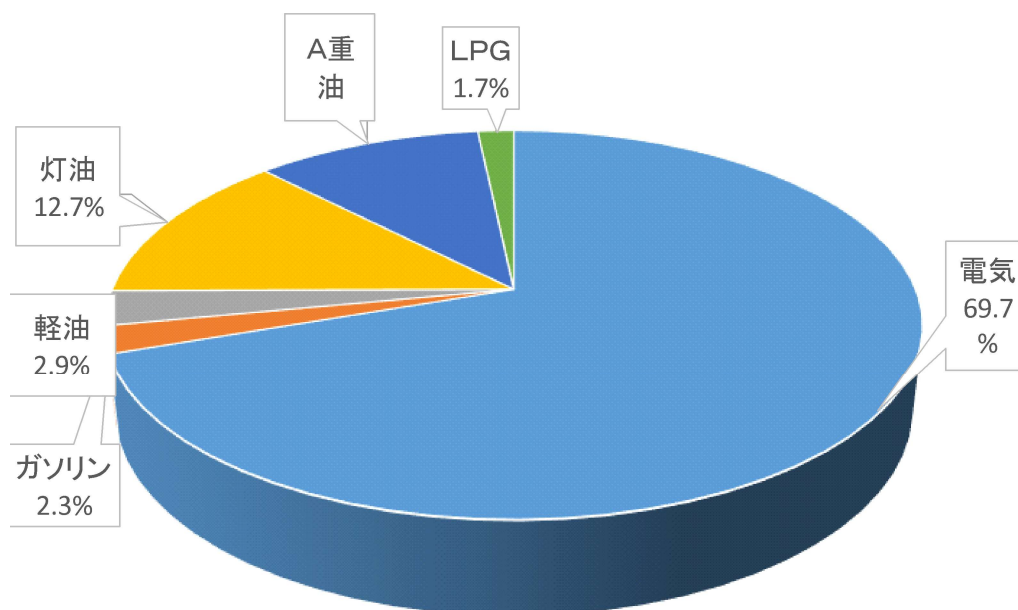
項 目	年 度								
	2013	…	2018	…	2022	2023	2024	…	2030
期間中の事項	基準 年度		計画 開始		CO2排出 データ 確認年度	計画 見直し	見直し 計画 開始		目標 年度
計 画 期 間									

5 上位計画及び関連計画との位置付け

仙北市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び仙北市総合計画に即して策定します。

Ⅲ 温室効果ガスの排出状況

【仙北市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の割合（2013年度）】



【温室効果ガス排出状況（2013年度）】

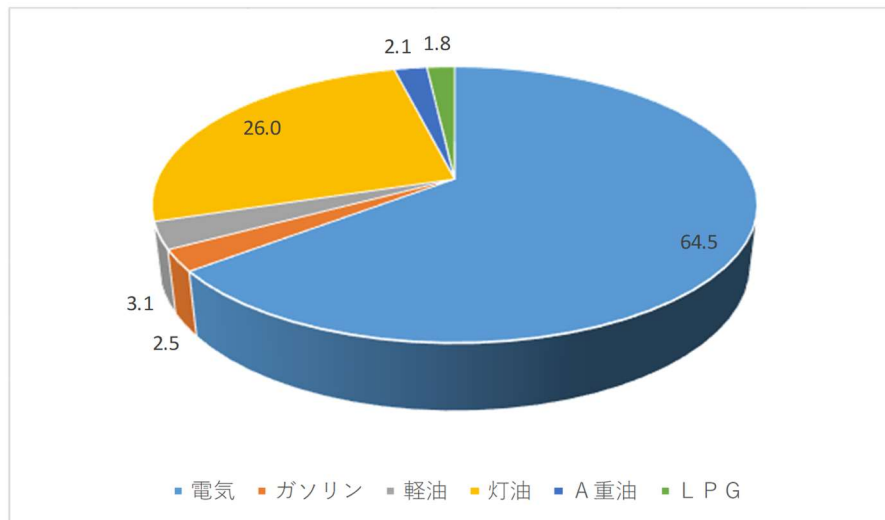
区分	年間消費量	CO2排出係数	CO2排出量 (t-CO2)	構成比 (%)
電 気 (千kwh)	12,357	0.589	7,278	69.7
ガソリン (kL)	102	2.320	236	2.3
軽 油 (kL)	117	2.580	301	2.9
灯 油 (kL)	533	2.490	1,327	12.7
A 重 油 (kL)	412	2.710	1,116	10.7
L P G (t)	59	3.000	177	1.7
計			10,435	100.0

1 「温室効果ガス総排出量」の排出量（2013年度）

仙北市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、10,435t-CO2 となっています。

エネルギー種別では、電気が全体の69.7%を占め、次いで灯油12.7%、A重油10.7%となっています。

【仙北市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の割合（2022年度）】



【温室効果ガス排出状況（2022年度）】

※電気のみCO2排出
係数H13と異なる

区分	年間消費量	CO2排出係数	CO2排出量 (t-CO2)	構成比 (%)
電 気 (千kwh)	7,049	0.496	3,496	64.5
ガソリン (kL)	59	2.320	136	2.5
軽 油 (kL)	66	2.580	170	3.1
灯 油 (kL)	567	2.490	1,411	26.0
A 重 油 (kL)	42	2.710	113	2.1
L P G (t)	32	3.000	96	1.8
計			5,422	100.0

2 「温室効果ガス総排出量」の排出量（2022年度）

仙北市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、確認年度である2022年度において、**5,422t-CO2**となりました。2013年度と比較し、**約46%減**となっています。エネルギー種別では電気が全体の64.5%を占め、次いで灯油26.0%、軽油3.1%となります。

3 温室効果ガス排出量減少についての考察（2013～2022）

2013年度と2022年度を比較すると、削減されたエネルギーの傾向として電気使用量の大幅な減が挙げられます。省エネ効果の高い空調機器等への更新や照明等のLED化、使用頻度の低い公共施設の整理統合により、年間消費量の削減に結び付いたものと考えます。また、経過期間内において、環境保全センター他4施設が広域事務組合へ移管された事で、電力消費量の大幅減とA重油使用量が9割減となり、結果CO2排出量が大幅に削減されております。

IV 温室効果ガスの排出削減目標

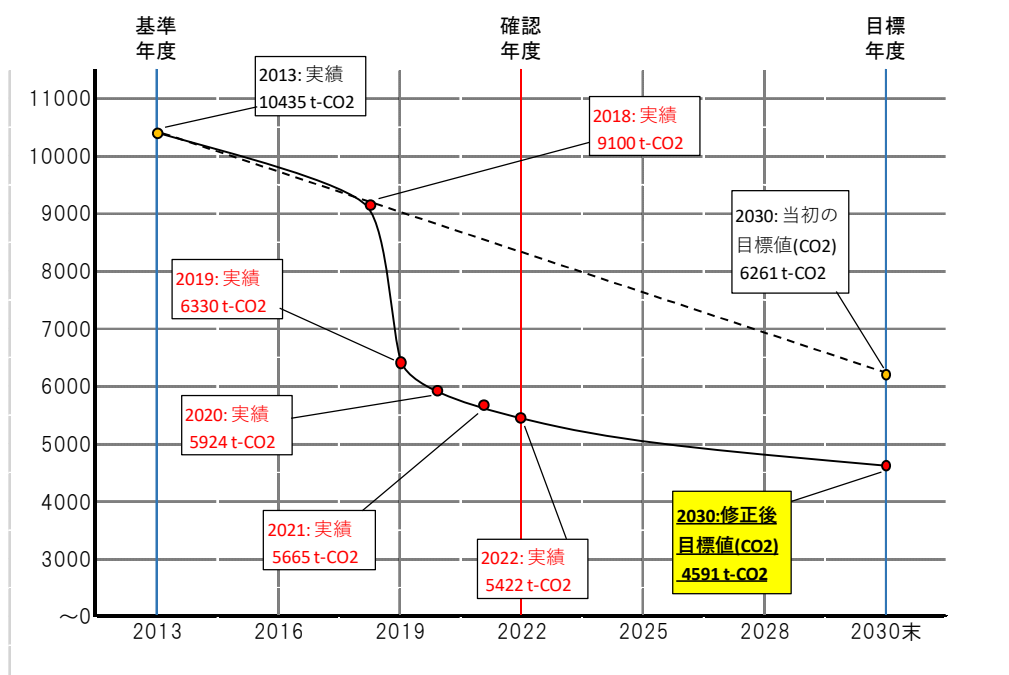
1 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等及び、2022年度のCO₂排出量の実績を踏まえ、仙北市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を下記の通り修正のうえ設定します。

2 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で **56%**削減することを目標とします。

項 目	基準年度(2013年)	確認年度(2022年)	目標年度(2030年)
温室効果ガス(CO ₂)の排出量	10,435 t-CO ₂	5,653 t-CO ₂	<u>4,591 t-CO₂</u>
削減量	—	46%	<u>56%</u>



V 目標達成へ向けた取組

1 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

2 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

- ㊦ 現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。
- ㊧ ボイラーや燃焼機器、空調機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ㊨ 自動販売機も含めた施設内の不要照明は消灯します。
- ㊩ 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

② 施設設備等の更新

- ㊦ 新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。
- ㊧ 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ㊨ 保有施設設備における照明機器類の更新時はLED照明とします。

③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

- ㊦ 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。
- ㊧ 仙北市グリーン購入基準に基づいた物品や低公害車等の調達を進めます。具体的には、電動車（BEV, PHEV, FCEV等）の購入促進を進め2030年までに市有公用車約3割を電動車及びハイブリッドカーとする方針とします。
- ㊨ 「仙北市電力の調達に係る環境配慮方針（仮称）」の策定に向けて検討を進め、温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。
- ㊩ 用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組めます。

④ 再生可能エネルギーの導入

- ㊦ 太陽光発電等を含む再生可能エネルギーを庁舎等に地域の特性に照らし合わせた方式で積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

⑤ 職員の日常の取組

- ㊦ 職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。
- ㊧ 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組めます。
- ㊨ 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ㊩ 空調機器は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ㊦ 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

VI 計画の推進・点検

1 推進体制

仙北市事務事業編を推進するために、副市長を委員長とする「仙北市地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 仙北市地球温暖化対策庁内委員会

副市長を委員長、総務部長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。仙北市事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

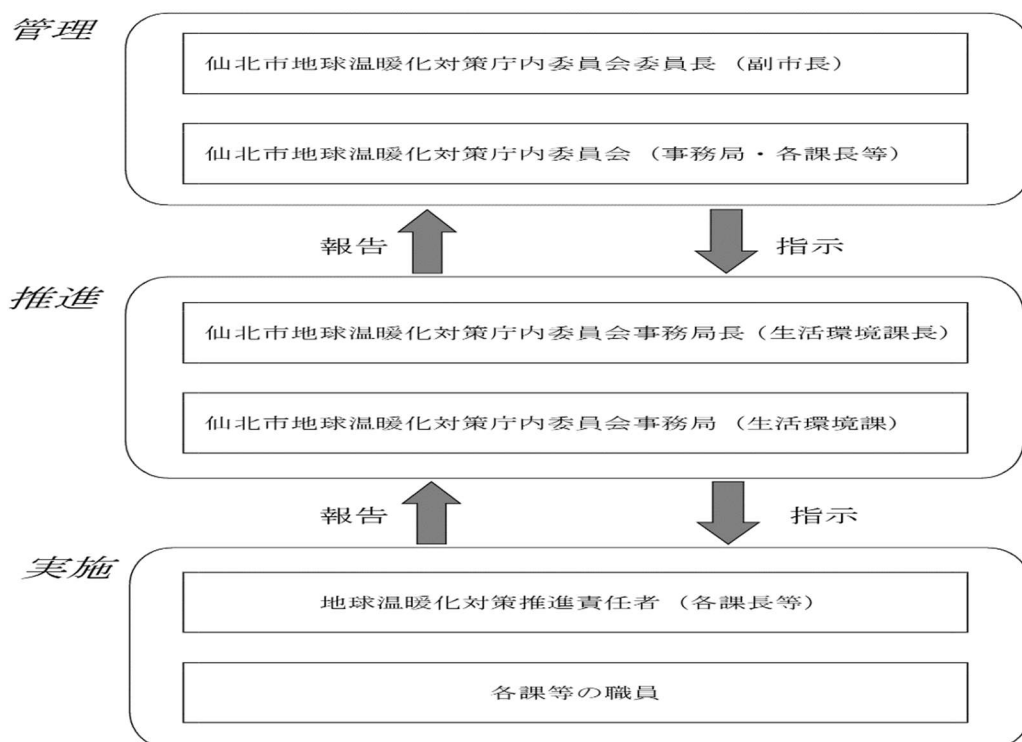
② 仙北市地球温暖化対策庁内委員会事務局

生活環境課長を事務局長とし、生活環境課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

【仙北市事務事業編の推進体制】



2 点検・評価・見直し体制

仙北市事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、仙北市事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

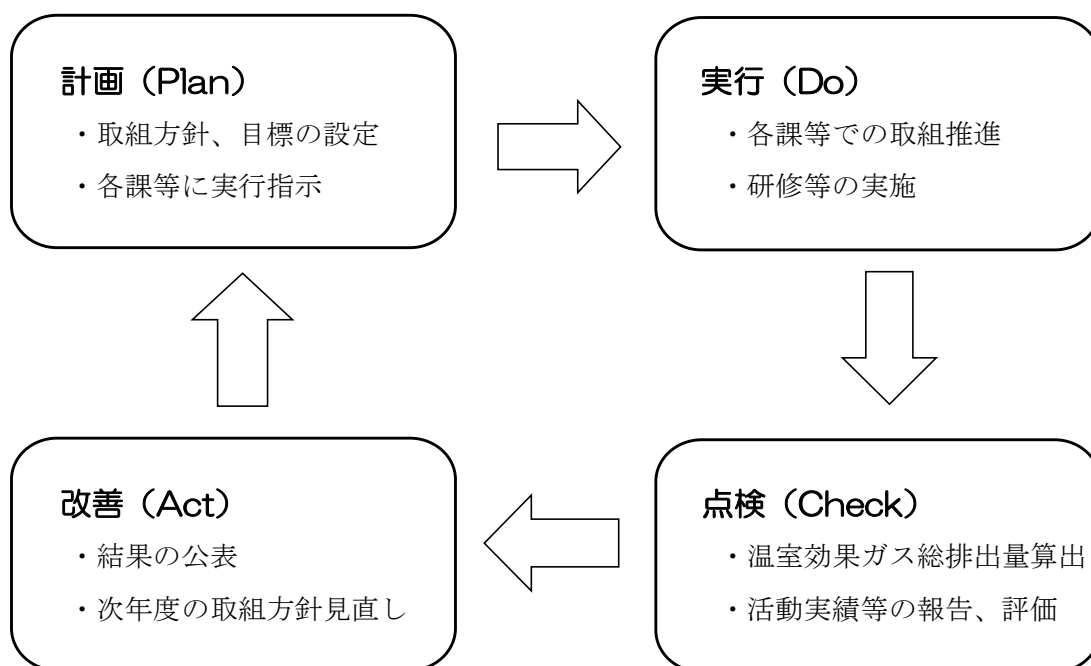
① 毎年のPDCA

仙北市事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度を取組の方針を決定します。

② 見直し期間内におけるPDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、2022年度のCO2実績データを元に2024年度に仙北市事務事業編の改定を行います。

【毎年のPDCAイメージ】



3 公 表

仙北市事務事業編の進捗状況は、仙北市のホームページ等で公表します。